

委員会提出第3号議案

大田区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに大田区議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和7年3月26日

大田区議会議長 松原秀典様

提出者

議会運営委員長 鈴木隆之

大田区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

大田区議会個人情報保護条例（令和5年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、規定を整理する必要があるため、この案を提出する。